常に不満な内容でした。

都が示した夏のライフ・ワー

紅が職場の実情に応じた実効性のあるものとなるよう、した夏のライフ・ワーク・バランス推進に向けた取

なゼロ 5 月

回答、夏季休暇の

取得期間も「7月

から9

月」の 時

本則どおりであ

り非 小は完

組の方向性に対 労使による意見交

夏季一

金、一

時金関連要

求

金2.325月分を6月28

フ・ワーク・バランス推進に向けた取組の方向性を示す

たたか

委員会としても了承、

2

024年夏季一

時

金闘争の決着を図りました。

回答をもって妥結することを判断し、都教組執

金交渉期にお

いて都労連

と各単組

が全力で

換等を踏まえた上で実施することを申し入れました。

な回答は組合員にとってたいへん不十分な内容ですが、今後引

制度改善実現を交渉で追及することを前

都側の最終的

き、

夏季休暇や一時金

当関連のご

≪都側の主な回答≫

① 夏季一時金要求

条例どおり(昨年秋の妥結どお り)2.325月分(期末手当1.2月分、 勤勉手当 1.125 月分)を、再任用職 員は 1.225 月分 (期末手当 0.675 月 分、勤勉手当 0.55 月分) を 6 月 28 日に支給する。

- ② 一時金関連要求について 一時金の支給対象・割合・加算制度 について、いずれも現行どおり。
- ③ 夏季休暇改善要求 日数は、本則どおり 5 日。取得期間 は、7月1日から9月30日とする。
- ④ 夏季休暇の完全取得と計画的取得の 推進夏のライフ・ワーク・バランス推 進に向けた取組の方向性
 - ◇夏季休暇の完全取得と計画的取得 の推進 ◇柔軟で多様な働き方の推進 ◇超勤縮減、勤務間インターバルの確 保など







要請署名(A4 空色)は<u>名前だけ</u>記入

☆第1次本部集約は7月2日。6月中 に支部に送ってください。7月上旬に 人事委員会に提出します。最終集約 は9月末ですが早めのとりくみを!

★誰でも書けます。数は力、職場で 大きくひろげましょう★

改善、子どもと教育を守るとりくみをす り、力をつける楽しい学習会もすすめています。組合はまだ、 という方は都教組共済に。 また TUS 募金にもご協力ください。

東京都教職員組合(都教組)

Tel 03(3230)3891

ニ次元コードから HP をご覧ください。加入もできます





職場討議資料

組合・共済・ろうきん加入をひろげよう!

声かけしながら署名

全ての職員の大幅賃上げ勧告実

の職員から集めましょう!

冬季一時金は大幅引上げを!

よう。

③都労連人事委員会要請署名を全教職員から集めましょう! ②秋季年末闘争勝利! ①夏季一時金闘争の到達点などを職場会で学習しまし 到達点を職場会などで確認し、

・ステッ 夏季 カー 労使交渉を重ねてきました。 時 金 闘 争、 当日 第 1 波総 約 決起集会を実施するなど、 1 か月 \mathcal{O} 短 1 期間 でしたが、 可 全 能 飛場 な限

18日の交渉で、 育児休業・介護休暇に係る除算制 ŋ 度 斉宣. Ó 0 行 廃

一伝行

ぼします。めるだけでなく、

筆提出しています。昨年を上回る署名を集め、 足の中、都民のくらしや子どもたちの学びを守るために 奮闘してきた全ての職員が報われる勧告が必要です。 物価高騰で、実質賃金は減少し続けています。人手不 年は、全都で約26300筆、都教組は約5700 大幅な賃上げ勧告を出させましょう。

求めた「夏季一時金要求書」を提出しました。月24日の団体交渉で、夏季一時金2・7月分な

金2・7月分を全て期末手当で支給することを

27回答指定日までに示された回答は、

な拡大と日数増を求めた「夏季休 『支給対象・割合・加算制度』

都労連

4 月

開して、

年の

定の経験年数を基準とした職務段階別加算制度の導入等を求

の改善要求書」と夏季休

暇の取得期間

に恒常的

かめた

時

金の

要求書を提

出 0

暇改善要求書」の2本の

るだけでなく、人事制度や労働環境に大きな影響を及秋に出される人事委員会勧告は、給料やボーナスを決